引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

（平成30年度松野町一般会計決算）

平成26年４月１日より消費税率（国・地方）が５％から８％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

松野町の平成30年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

〔歳入〕

地方消費税交付金　　68,600千円　のうち、社会保障財源化分　　31,342千円

〔歳出〕

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　　698,430千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費内訳】　（単位：千円）

事業名		平成30年度決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	145,945	100,237	0	0	2,950	42,758
	高齢者福祉事業	17,075	146	1,000	4,317	749	10,863
	児童福祉事業	183,984	39,127	3,300	14,958	8,169	118,430
	母子福祉事業	2,678	1,386	600	0	45	647
	小計	349,682	140,896	4,900	19,275	11,913	172,698
社会保険	介護保険事業	86,718	1,256	0	0	5,515	79,947
	国民健康保険事業	50,975	26,860	0	0	1,556	22,559
	後期高齢者医療保険事業	85,504	18,374	0	15	4,331	62,784
	小計	223,197	46,490	0	15	11,402	165,290
保健衛生	疾病予防対策・健康増進事業	22,447	554	600	0	1,374	19,919
	診療所事業	103,104	0	0	0	6,653	96,451
	小計	125,551	554	600	0	8,027	116,370
合計		698,430	187,940	5,500	19,290	31,342	454,358

※　各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分。